

令和 7 年 2 月 13 日

地域密着型通所介護事業所の管理者 様

上越市健康福祉部高齢者支援課長

令和 7 年度の「認知症加算」の届出における留意点について

地域密着型通所介護の「認知症加算」については、前年度実績を基に翌年度の要件が決定される場合もあることから、必要に応じて届出等を行うことになります。

については、①既に認知症加算を算定しており、令和 7 年 4 月 1 日以降も当該加算を算定しようとする事業所、②令和 7 年 4 月 1 日から新たに認知症加算を算定しようとする事業所のいずれかに該当する事業所は、下記事項に留意の上、必要に応じて届出を行ってください。（加算内容に変更がない場合は届出不要です。）

記

1 認知症の要介護者の割合について

- (1) 「1 月当たりの実績の平均」は、「前年度（3 月を除く）実績」又は「届出日の属する月の前 3 月の実績（以下、「直近 3 月の実績」という。）のいずれかで算出すること。算出にあたっては、「利用実人員数」又は「利用延人員数」を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないこと。

なお、「前年度（3 月を除く）実績」とは、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間（11 ヶ月間）における実績をいうものであること。

- (2) 「前年度（3 月を除く）実績」により割合を算出する場合は、当該地域通所介護事業所の事業実施（予定）期間が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間（12 ヶ月間）において、6 月以上ある場合のみ可能であること。

したがって、事業実施（予定）期間が 6 月未満の事業所は、「直近 3 月の実績」により割合を算出すること。

2 体制等届出書の提出の有無について

- (1) 既に認知症加算を算定している事業所

ア 令和 7 年度も継続して現在算定している加算を算定する場合は、手続きは不要であること。

イ 令和 7 年度から認知症加算を算定しない場合は、速やかに体制等届出書を市に提出すること。

- (2) 新たに令和 7 年 4 月 1 日から認知症加算を算定する事業所
令和 7 年 3 月 15 日までに体制等届出書を市に提出すること。

3 その他

- (1) 体制等届出書の様式については、市ホームページに掲載していますので、そちら
をご覧ください。

＜市ホームページの掲載場所＞

トップページ＞介護保険＞地域密着型サービス等の変更届を受付

- (2) 上記のほか、認知症加算の算定要件等については、報酬告示等で確認してくださ
い。

担当：上越市健康福祉部
高齢者支援課
介護企画係 池田
電話 025-520-5704（直通）